公共空間としての宗教空間の可能性:多摩ニュータウン開発を事例として

37186093 高原 柚

0. 序:宗教空間は我々に何をもたらすのか

0.1 研究の背景と目的

日本のどの街に行っても社寺や教会などの神仏の信仰に関わる空間、すなわち「宗教空間」は存在する。国民性調査では「宗教を信じていない、関心がない」と回答する人の割合が戦後ずっと約7割を推移している「にも関わらず、宗教空間は都市開発を生き残ってきた。これは、宗教空間が人間の暮らしで大事な何かしらの社会的役割を持っているからではないだろうか。本研究では、この社会的役割を明らかにし、いかにそれを活用するかを考察する。

0.2 研究の対象

近代都市計画に基づいた公共事業であるため、宗教色を排除した街になっているとされるニュータウン²(以後 NT と略す。)だが、実は社寺などの宗教空間が相当数存在している。NT 開発前からその地にあった既存宗教空間は、まさに前節で述べた「宗教の存在感が薄い時代に生き残った宗教空間」なので、本研究の分析対象に適していると考えられる。そこで、初期 NT の代表格である多摩 NT 開発において残存した既存宗教空間を対象に、それらがいかに近代都市計画と共存し、住人に利用されているのかを探る。

0.3 研究の方法

NT の既存宗教空間を多角的に捉えるために、①地域それ自体、②NT 開発に携わった計画者、③実際に宗教空間を利用してきた地域住民の3つの立場から調査する。主な資料には、郷土史や地図資料、NT事業設計資料、NT事業に関わっていた計画者や宗教空間の管理者の方々へのインタビューを用いた。

0.4 用語の定義

「宗教」:神仏などを信じて安らぎを得ようとする心のはたらき。また、神仏の教え。「宗教空間」: 社寺や教会、地蔵など、上記の「宗教」に関わる建物や境内、周辺環境。「公共空間」: 社会全体に関係し、公のものとして共有されている空間。(いずれも『スーパー大辞林』を参考にした。)

0.5 既往研究

宗教空間に絡めて宗教施設が持つ社会的役割を論じた研究に、近代以前を対象とした伊藤毅の「境内と町」研究や光井渉³、松井圭介⁴の江戸時代の社寺研究がある。現代を対象とした研究は事例の分析に留まっているものが多く、その空間の性質と利用方法が周囲の環境とどのような関係性にあり、長い時間軸においてどのような意味を持つのかといった、多角的・総合的研究は少ない。

第3章から重要な概念として登場する宗教空間の公共性については、宗教学における公共宗教 5、宗教法学における公有地と境内問題の報告 6がある。

NTと宗教空間については、築田・木下(2014)⁷で千里・ 泉北NTに宗教施設が含まれなかった事実が明らかにされ たが、除外理由や住民生活への影響は、関連する可能性の ある事柄の紹介のみで因果関係は明らかにされていない。

多摩 NT と宗教空間に関しては、多摩市文化振興財団元 学芸員の金子淳が、落合白山神社の再建が地域の信仰空間 としての神社の機能の再評価を促し、地域社会の結びつき を強めたと考察した⁸。

1. 多摩 NT 開発で何が残ったのか

1.1 多摩 NT 開発とは何か

1.1.1 概要と背景

多摩 NT は、東京都西南部の八王子、町田、多摩及び稲城の4市にわたって位置する総面積2,853ha、人口約22万人の街だ。高度経済成長期の東京都市圏への人口・産業の一極集中による住宅難と、郊外地域のスプロール化に歯止めをかけるために、東京都・UR 都市機構(旧日本住宅公団、住宅・都市整備公団)・東京都住宅供給公社の3施行者が中心となり40年かけて建設した。宅地の大量供給だけでなく良質な住環境の創出が目指され、様々な計画上の試みが実現された。

1.1.2 新住宅市街地開発法(新住法と略す。) と公益性

本法は、計画的かつ大規模な宅地開発事業を推進するために 1963 年に公布施行された。造成用地の取得から造成した土地の処分までの手続きが定められ、本法に基づいて未開発地が造成され、宅地とそれに付帯する道路や鉄道、公民館などの公共施設・公益的施設が建設される。多摩や千里の NT など大規模公的住宅地開発の基盤となった。

計画的かつ大規模な宅地開発を支えているのが、本法に付与された、広い面積の迅速な買収を可能にする土地の収用権だ。この収用権を背景にすることによって、事業に公益性が強く求められ、その結果「住民生活に絶対不可欠なもの」しか建てられないという強い制約が生まれた。

1.2 多摩 NT 開発はいかに多摩丘陵を変えたか

1.2.1 山あいの農村だった事業区域

NT 開発以前の多摩丘陵は、ほとんどが山林で、谷戸にわずかに田畑と宅地があるだけの未開発地だった。計画区域の平地部及び谷戸部分の既存集落には約2,000戸あった。



図 1 1967-68 年頃の多摩センター地区(多摩市文化新興財団、1990)

1.2.2 用地買収と土地区画整理事業の併用

NTの用地選定段階では、多摩丘陵は「広大な未利用地」と認識され、図2の開発区域全てを用地買収し全面造成することが計画されていた。しかし、既存集落の住民の反対を受けて既存集落部分には土地区画整理事業を適用(図2の灰色の部分)し、土地買収なしで周囲の新住事業区域と連動した開発を行うことになった。

1.2.3 開発で生まれた実験都市多摩 NT

2 つの事業手法を用いた全面的な開発の結果、かつての 山林は住宅用地 35.3%、公園用地 20.8%、公共的施設用地 25.4%のゆとりある近代計画都市に、かつての谷戸は幅員 10m の道路や鉄道線路を持つ街に変貌した。

1.3 地形の喪失、宗教空間の継承

地形の改変を伴った開発の結果、かつての多摩丘陵は街から完全に消えてしまったかのように思われた。しかし開発前から街に存在し続けているのが宗教空間だ。故峰岸松三氏が著した『落合名所図絵』で紹介された 96 の開発前の「名所」の多くは、辻や切通しなど地形と関連した空間

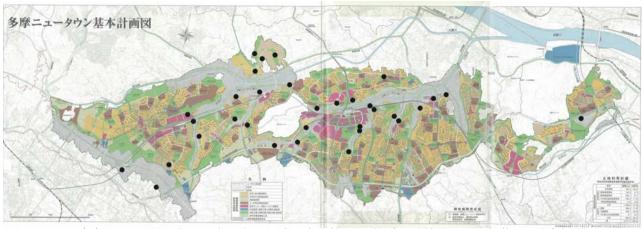


図 2 多摩 NT 土地利用計画図 (2005) と現存既存宗教空間 (都市再生機構, 2006 掲載図に筆者加筆)

だったので造成によって消えたが、社寺などの宗教空間は現代でもその存在を辿ることができる。また、多摩 NT の街開き前後から新旧住民に読まれていた地域紙『多摩ニュータウンタイムズ』では、開発前の姿を知る縁として社寺が頻繁に紹介されている。図 2 は開発前から存在し続けている 35 件の宗教空間の場所を示したもので、多摩 NT には多くの既存宗教空間が存在していることが分かる。

1.4 小結 開発前の様子を知る縁としての宗教空間

多摩 NT 開発は、地形の改変を伴う大規模な造成工事によって、丘陵を近代計画都市に変えた。かつての丘陵の姿は消えたように思えるが、唯一宗教空間はその大部分が残った。宗教空間だけが残る傾向にあったことには何か理由があるのではないだろうか。

2. 宗教空間はいかに開発で残ったのか

多摩 NT 開発計画に携わった元日本住宅公団職員や元東京都職員の方々の証言や計画時の資料等を元に、計画で宗教空間がいかに扱われたのかを本章では明らかにする。

2.1 多摩ニュータウン計画の宗教空間の取扱い基本方針 2.1.1 土地区画整理事業区域への編入

既存集落の一部である既存宗教空間に配慮して土地区 画整理事業区域の境界が引かれた。

2.1.2 土地区画整理事業での「特別の宅地」の適用

土地区画整理事業の換地計画では、宗教空間に「特別の宅地」(土地区画整理法第九十五条、住民の決議によりその位置や地積に特別の考慮が払われる。)が適用されることが多い。大福寺の住職によると「自分の家は無くなってしまうからお寺だけは残したい」という地域住民の声を受けて境内が全面保存されたらしく、こういった声を換地計画に反映させる制度が「特別の宅地」だと考えられる。

2.1.3 新住宅市街地開発事業での「優先分譲」の適用

宗教空間の中には、既存集落から離れて立地するために 区画整理区域に含むことができないものがある。その土地 は新住事業で買収されるが、同じ土地か代替地が「優先分 譲」(新住法施行令第5,6条)で元の管理者に分譲された。

2.1.4 既存宗教空間の優遇

計画者は宗教空間を既存住民の拠り所と捉え、計画上尊重すべきものと捉えていた。宗教空間の優遇は新住区域の地主である既存住民を喜ばせるため、事業の円滑な遂行を助ける意味もあった。計画者たちは宗教空間を「コミュニティの健全な発展」に必要だと考えていた。が、「住民生活に絶対不可欠なもの」しか建てられない(1.1.2 参照)新住区域には宗教施設の新設はほぼ不可能だったので(新設計画は頓挫した)、既存宗教空間の活用に積極的だった。

2.2 各宗教空間の事情への対応の仕方

基本方針は前述の通り宗教空間の優遇だが、表1に見るように「優遇」は「現状維持」を意味せず、多くの宗教空間が開発の影響を受けて変化した。本節では、個別の宗教空間の変化の原因や内容を精査することで、「優遇」を具体的に捉え、宗教空間の取り扱いの傾向をより詳しく捉える。

表1 多摩 NT に現存する既存宗教空間への開発の影響

開発の影響		数	説明
同所在地	変化なし	4	土地売却による敷地縮小等はある が、社殿・本堂周辺に変化がない
	変化あり	9	境内縮小や土地の切り下げ、アプロ ーチの変化など変化がある
	詳細 不明	9	開発以前を知る関係者に会えなかっ た、またはインタビューしなかった
移設		12	移設により全面的に変化した
消滅		3	開発による消滅だと判明している

2.2.1 鉄道計画や道路計画の優先

道路や鉄道は立地の制約が大きいため、計画上で宗教空間よりも優先され、境内地は縮小や移動を余儀なくされることがあった。例えば、落合白山神社は旧拝殿の境内地に道路が通ったため開発後の境内は旧本殿の敷地のみに縮小した。

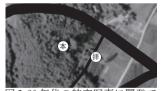


図360年代の航空写真に開発で 通された道路を黒線で加筆した。丸文字が拝殿・本殿の旧所在 地。(今昔マップより作成)

2.2.2 合祀・境内の共有

造成を機に、合祀されたり地区の鎮守の境内に集められたりしたものも多かった。貝取神社は、新住区域に含まれて用地買収された貝取地区の3神社を、優先分譲による新たな境内地に合祀した神社だ。(表1の「消滅」に該当)

2.2.3 宗教空間の管理主体の要望を反映

開発に乗じた管理主体の 要望を受け、移設や土地造 成を行った。諏訪神社は造 成前には小山の狭い平地に あったが、境内の土地が切 り下げられて境内の標高が 下がった。これは境内の平 地部の拡幅と、集落からの アクセス向上を望む氏子の 声に公団が応えたものだ。



図460年代の航空写真に現状を 加筆。黒線が開発で通された道 路、点線が切り下げ位置、白丸が 社殿所在地。(今昔マップより作 成)

2.2.4 緑地等に含む

社殿や本堂の周辺を含めた一帯を土地利用上の緑地や公園に含めることで、鎮守の杜など周辺環境も含めて保存する例や、地蔵や祠を木と共に移設・保存する例がある。

2.3 施行者と開発時期による宗教空間の取扱い方針の変化

多摩 NT は、地区ごとに 2 つの事業手法が 3 主体により 施行されて開発された (図 5)。 更に、計画・造成は 40 年に渡って地区単位で順番に行われた。よって、各地区の計画は、施行者の方針の違いや社会の要請の違いによって異なっており、各宗教空間の残され方もこの地区ごとの差の影響を受けていると考えられる。



図 5 住区位置図。(筆者作成)

2.3.1 事業手法・施行者による違い

全面買収地に計画される新住事業では、区域内または隣接地に位置する宗教空間は周辺環境との関係性が考慮された計画になりやすく、開発後も土地利用計画により豊かな環境が守られる。造成前の土地所有の状況を考慮して計画される区画整理区域では宗教空間は隣接地との関係まで考慮されないことが多い。

新住区域内では、旧公団は事例毎の事情に合わせて整備し、東京都は緑地や公園に含ませることで宗教空間を周囲の樹木共々保存する傾向(2.2.4 参照)がある。この東京都の手法は、東京都の「多摩ニュータウン西部地区開発大綱」の自然地形を活用する方針に基づくと思われる。

2.3.2 社会の変化に応じた違い

初期入居の 5・6・17 住区 (1971 年入居開始)は、住宅不足解消の ため高い建蔽率で計画された。 その後、多摩市が NT 事業の根 本的見直しを求め、住宅不足も 解消されたことで、NT 事業自体 が大きな方針転換を迫られ、 1974年に住環境としての質を重 視する新たな方向性が打ち出さ れた。方針転換後に計画された のが 10~13 住区、7・8 住区北部 で、これらの計画には宗教空間 への配慮が見られる。その後、社 会全体で環境や郷土文化を保全 する意識が高まった結果、19住 区では区域内の社寺を全て現状 保存する方針が取られた。



図 6 12・13 住区の設計で は蓮生寺と日枝神社が重 要視されている(都市再生 機構, 2006)

2.3.3 施行者のノウハウの蓄積がもたらした違い

多摩 NT 事業は、施行者達にとって前代未聞の大事業で、基盤となった新住法も成立したばかりだったので、事業開始後しばらくは手探りで進められていた。加えて、初期の住区は計画決定から入居開始までの期間が短く、細々とした調整がつきにくかった。その後事業開始から時間が経つにつれて工期に余裕が出来、法律の扱い方も分かってきたため、19 住区のように宗教空間を住区設計で全面的に扱うような応用が出来るようになっていった。

2.4 小結 尊重すべき資源としての宗教空間

多摩 NT 開発では、宗教空間は既存集落の一部として基本的に残すべきものとして扱われた。宗教空間は既存の物件の中でも特に「住民の拠り所」として住人・計画者双方から重要視されていたため、開発において優遇される傾向にあった。現存の既存宗教空間を調べると、その残り方は様々で(表1)、計画上の「優遇」は、他の要素との兼ね合いの中で、出来る範囲で各宗教空間の崇敬者に喜ばれる対処をするということを意味していた。他の要素との兼ね合いによる望まれない改変は事業方針の変更や時代の変化によって減っていき、事業後期に整備された住区では宗教空間の保全が住区計画全体の方針として掲げられた。宗教空間は「残った」のではなく「残された」のだ。

3. 残された宗教空間はいかに利用されているか

1969 (昭和 44) 年から 2012 (平成 24) 年まで発刊されていた『多摩ニュータウンタイムズ』の記事や、2019 年に行った 11 の既存宗教空間の管理者へのインタビューを元に、NT 開発によって「残された」宗教空間がその後いかに使われたのか、開発による空間改変が利用方法にいかなる影響を与えたのかを述べる。

3.1 年中行事

インタビューを行った宗教空間の多くに共通する利用方法が年末年始の除年中鏡や初詣、例大祭等の例大祭等の神社にとって境内利用で小規模だった。NT 開発を機に大規模をしたところがNT 開発を機に大路を対話は、NT 開発をとこれられた。これらは、造や初詣は、NT 開発は、造成で境内の平地が拡大し、フス水道・車道などのインフ



図7 市内神社の初詣を取り上げた記事(『多摩ニュータウンタイムズ』. 1965 年 1 月 14 日. pl.)

ラ整備が進み、そこに人口流入を機に地域を盛り上げたい 氏子の思いが重なった結果発展した。年中行事の運営は既 存住民のみによって行われているところが多いが、新住民 が人手と知識をもたらして活性化したところもある。

『多摩ニュータウンタイムズ』では、祭りは 1971 (昭和46) 年から 27 回、除夜の鐘・初詣は区画整理事業が完了に近づき多くの宗教空間が行事を再開し始めた 1983 (昭和58) 年から 17 回紹介されており、住民の関心の高さが窺える。

3.2 「ふるさと」意識を育む場

『多摩ニュータウンタイムズ』の紙面上で確認できるのが、NTの入居開始からしばらく経った1970年代後半頃から、新住民の大人達が「子供達のふるさとを作る」ためにNTに地域の文化や人々との繋がりを求める現象だ。これに加え、同時期には既存住民と新住民の交流を深めるべきだという考え方も現れ始める。これらの潮流に区画整理区域の神社の復興が重なった結果、既存宗教空間は紙面上で「伝統」「由緒」「ふるさと」といったキーワードと共に紹介されるようになった。

こういった利用者の需要を受けて、落合白山神社や諏訪神社では神社の由緒をまとめた説明文書を作成・公開している。境内に由緒などが記された碑が設置されている宗教空間も多い。宗教空間そのものについてだけでなく、土地区画整理事業の完了を記念した碑が境内にあることも多く、地域全体の歴史を伝える場所にもなっている。

3.3 行楽地・ハイキングコース

既存宗教空間は『多摩ニュータウンタイムズ』や各自治会の会報で「お出かけ先」として紹介された。現在も、桜の名所として知られる吉祥院や由緒のある連生寺、見晴らしの良い北八幡神社や廣妙寺には、散歩客や地元の「歩こう会」が訪れるという。



図 8 組合報で紹介されたハイキ ングコースに宗教空間も含まれ ている。(『かいとり』. 16 号. 1977 年 10 月 1 日. p1.)

3.4 日常的な利用(近道、トイレ利用)

日常的には通行途中での立ち寄りが多く見られる。立ち 寄る人の数は立地や設備に大きく左右され、駅やバス停へ の近道になっている神社、公園や児童館に隣接する神社、 トイレを設置している神社は参拝客が多い。

境内の清掃など日常的な管理を行うのは多くは氏子総 代や住職など管理に責任を持つ既存住民だが、北八幡神社 には神社裏山からの眺望を好む人々のサークルがあり、新 旧住民に関わらず彼らも裏山(境内の一部)の整備を行う。

3.5 小結 新旧住民を地縁的に結びつける公共空間

開発で残された宗教空間は、新旧両方の地域住民に、宗教的信仰心に限らない様々な意図で、その立地や空間の特徴を生かした方法で利用されてきた。空間の「利用」とそれにより育まれる彼らの空間への「思い」は相乗的に増幅し、空間の物理的・精神的な特質を作り出す。多摩NTの宗教空間は新旧住民がその区別なく共に過ごす場となり、周辺住民の「公共空間」となった。

4. 結 信仰を超えた地縁的公共空間としての宗教空間 4.1 人々の空間への思いが都市を作る

既存集落の住民は、NT 開発以前から、信仰心や地域への責任感、祭りなど行事を楽しむ気持ち等を理由に宗教空間を管理し大事にしてきた。NT 開発では、計画者達が宗教空間への既存住民のそういった思いを感じ取り計画上で優遇する努力をした。NT 事業には、宗教空間の優遇を許す「ゆとり」があったため、計画者達の努力は実り、多くの宗教空間が残された。開発後、残された宗教空間は、新住民にも地域との繋がりを感じ、年中行事等を楽しむ場として利用されるようになり、利用者が増えて活性化した。人々の「空間への思い」は単なる感傷に留まらず、実際の都市空間を作り上げるエネルギーになっているのだ。

4.2 公共空間としての性質を強める空間作り

宗教空間の計画と利用のされ方を調査したことで、公共空間になりやすい空間の特徴が見出された。①新住区域と区画整理区域など、住人の性質が異なる地区の境界に隣接して立地させる、②緑地や公園の側に置く、③境内を通行できるようにする、④大木の近くや高台など特徴的な場所に立地させる、⑤境内に平地を広く作る、⑥トイレやベンチなど利用を促す設備を置く、である。これらは様々な人々の自然な「利用」を促し、空間への「思い」を育てる。

4.3 ボトムアップ型公共空間としての宗教空間の活用

宗教空間は、宗教という核によって人々の思いを集めた結果NT開発で残され、開発後は様々な人を受け入れる公共空間としての性質を持つようになった。宗教空間は信仰のための空間を超え、様々な人に利用される公共空間となり得るのだ。そしてこの性質が、宗教空間が「宗教の存在感が薄い時代で生き残った」理由なのではないだろうか。

公共空間としての宗教空間は、住民がソフトとハードの 両方を作り上げて成立したボトムアップ型公共空間だ。住 民が主体的に関わる公共空間は、平常時・災害時を問わず、 人の助け合いにおいて大きな役割を果たす社会資源・空間 資源だ。この性質の活用を測るべきではなかろうか。

宗教空間の活用にあたっては、戦前の国家神道のように 宗教を公共領域の基盤となるイデオロギーとするような ことがないように注意する必要がある。つまり、本研究で 明らかにした伝統宗教空間の公共空間としての性質を期 待して、社寺を都市計画において積極的に優遇するような ことは政教分離原則と信教の自由を守る観点からあって はならない。地域の公共空間を作るヒントとして宗教空間 の可能性を指摘することが本研究の態度だ。

4.4 本研究の成果と今後の展望

現代社会の宗教空間の普遍的意味は未だ議論が浅く、宗教空間を公共空間として捉えた本研究が第一歩となり得る。今回提示した公共性は宗教空間固有の性質を指摘するには至っておらず、他の公共空間との比較研究が必要とされる他、公共性以外の観点からの分析も今後の研究課題だ。

宗教空間を公共性で捉えた本研究の成果は、宗教空間が公共空間としてボトムアップに読み替えられていく過程の発見だ。非公共空間を公共空間にする態度は、大衆が多様化し、公共空間が行政の手を離れつつある現代社会において重要な1つの学びなのではないだろうか。また、この読み替えは宗教空間の扱いに慎重にならざるをえない NTで起こっており、規制の中で発揮される宗教空間の底力と、計画者・利用者の創造性・柔軟性にも学ぶ点が多い。

本研究で明らかにした宗教空間をめぐる住人の思いや計画者の工夫は、「NTに宗教空間はない」というような街のイメージによってこれまで注目されておらず、NT住民にほとんど知られていないと思われる。本研究で明らかにした多摩ニュータウンの新たな一面が地域の文化を作る支えとなることを願う。

- 1. 株式会社 CDI. 2015 年. 「宗教関連統計に関する資料集(文化庁『平成 26 年度宗教法人等の運営に係る調査』委託業務)」.
- 2.「古い都会にあってニュータウンにないものが三つある。大木と、宗教施設と、いかがわしい場所である。」鷲田清一. 2010年. 『新編普通をだれも教えてくれない』. 東京: 筑摩書房.
- 3. 光井渉. 2001 年. 『近世寺社境内とその建築』. 東京: 中央公 論美術出版.
- 4. 松井圭介. 2014 年. 「寺社分布と機能からみた江戸の宗教空間」. 地学雑誌 123(4):451-71.
- 5. 島薗進と磯前順一, 編. 2014 年. 『宗教と公共空間 見直される宗教の役割』. 東京都目黒区: 東京大学出版会.
- 6. 田近肇. 2015年. 「判例における政教分離原則」. 宗務時報, 10月.
- 7. 築田良・木下光. 2014 年. 「計画都市における墓地と宗教施設に関する研究」. 日本建築学会計画系論文集 79(703):1945-53
- 8. 金子淳. 2017 年. 『ニュータウンの社会史』. 東京: 青弓社.
- 9. 日本住宅公団南多摩開発局. 1977 年. 「多摩ニュータウン 《全地区共通》事業概況 1977」.p452

<主な参考文献>

- ・峰岸松三. 1989年. 『落合名所図絵』. 多摩: 多摩書店.
- ・多摩公論社「多摩ニュータウンタイムズ」第1~854号
- ・独立行政法人都市再生機構、2008 年、『多摩ニュータウン開発事業誌-市域編I-』、『同-市域編II-』、『同一通史編-』 東京:独立行政法人都市再生機構東日本支社ニュータウン業務部.
- ・多摩ニュータウン学会アーカイブ研究部会、2010 年、『多摩ニュータウンアーカイブプロジェクト 第 1 編 草創期~中興期の夢と苦悩を知る』、『同 第 2 編 緑&住環境資産の"成り立ち"を紐解く』、八王子: 多摩ニュータウン学会、
- ・愛宕神社、落合白山神社、貝取神社、北八幡神社、吉祥院、廣 妙寺、乞田八幡神社、諏訪神社、大福寺、日枝神社、蓮生寺の管 理者の方々へのインタビュー
- ・元日本住宅公団職員、元東京都職員の方々へのインタビュー